

# 第1章 総論

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成25年9月に障害者基本計画（第3次）を策定し、障がい者施策の基本的な方向を定めるとともに、理念の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、県においても、同様に国の基本計画を踏まえ、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体化した「第4期埼玉県障害者支援計画」を平成27年3月に策定し、施策を総合的かつ計画的に実施しています。

本市においては、平成19年3月に「熊谷市障がい者計画（第1次）」を策定、平成24年3月に中間見直しを行い、平成28年度に計画期間が終了します。

このため、今回「熊谷市障がい者計画（第2次）」を平成29年度を初年度に新たに策定します。

なお、本市では、「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）で3年ごとに策定が義務付けられている「障がい福祉計画」を「熊谷市障がい福祉計画（第4期）」として平成27年3月に策定し、現在その計画（第4期）に沿って各種施策を進めています。

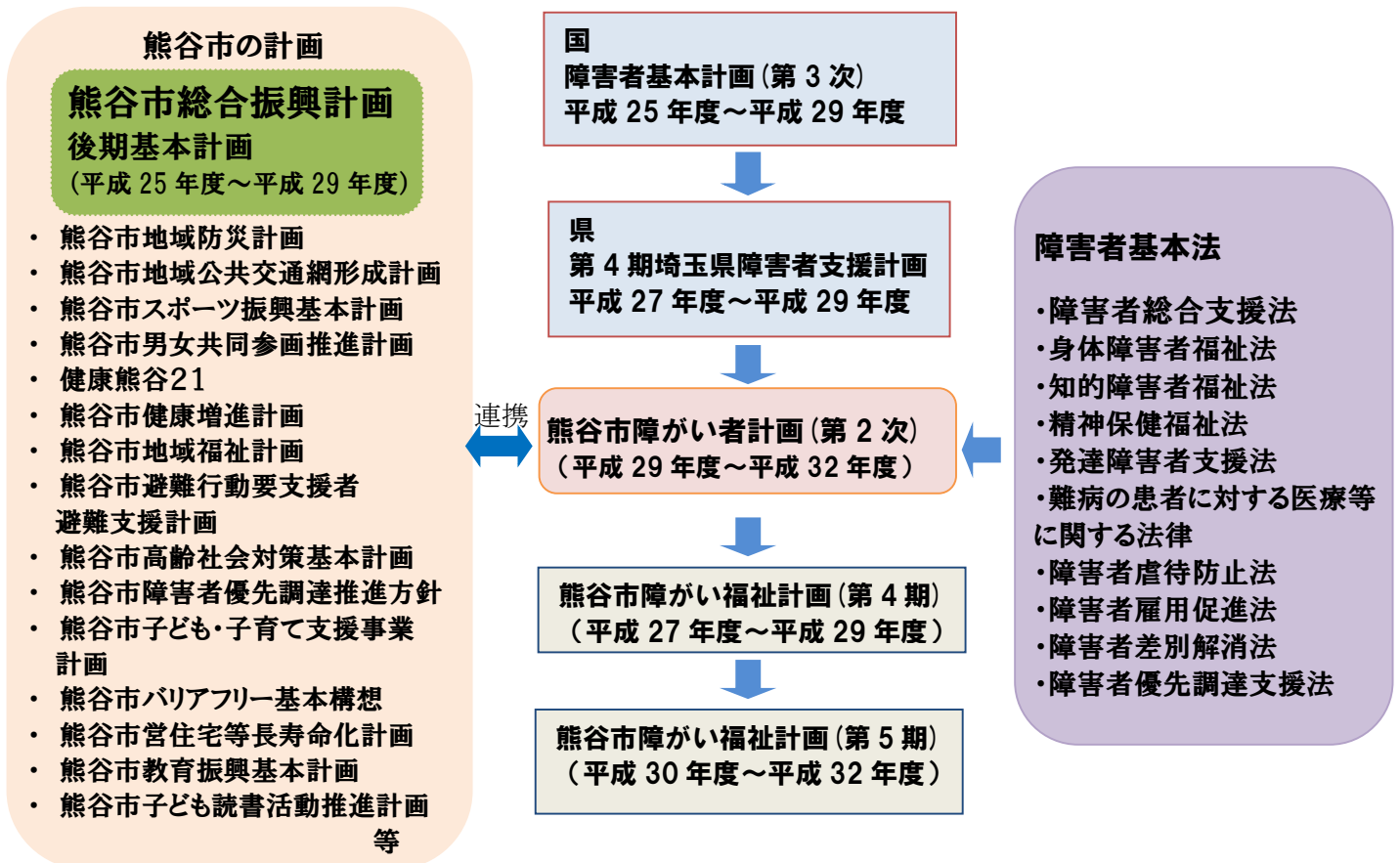
## 2 法令等の根拠及び計画の概要

### 1 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、障害者基本法第1条に規定されるように、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」にのっとり、共生する社会を目指して、本市の障がい者施策の基本方針を定め、施策の総合的な推進を図るものです。

### 2 計画の枠組み

「熊谷市障がい者計画」は、熊谷市の障がい者施策の基本となるものであり、法令及び国の「障害者基本計画」をはじめとして、「埼玉県障害者支援計画」との関係に留意しつつ、本市の「熊谷市総合振興計画」、「熊谷市健康増進計画」、「熊谷市地域福祉計画」、「熊谷市高齢社会対策基本計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら障がい者福祉全般にわたる計画として策定しました。



### 3 熊谷市障がい者計画と関連計画

熊谷市障がい者計画と関連する計画は以下のとおりです。本計画「第5章障がい者計画の施策展開」における各施策は、担当課において策定する以下のそれぞれの計画に反映されています。

熊谷市障がい者計画と関連する計画と担当課

No.	計画名	担当課
1	熊谷市地域防災計画	危機管理室
2	熊谷市総合振興計画	企画課
3	熊谷市地域公共交通網形成計画	企画課
4	熊谷市スポーツ振興基本計画	スポーツ観光課
5	熊谷市男女共同参画推進計画	男女共同参画室
6	健康熊谷21	健康づくり課
7	熊谷市健康増進計画	健康づくり課
8	熊谷市地域福祉計画	生活福祉課
9	熊谷市避難行動要支援者避難支援計画	生活福祉課
10	熊谷市高齢社会対策基本計画	長寿いきがい課
11	熊谷市障がい福祉計画	障害福祉課
12	熊谷市障害者優先調達推進方針	障害福祉課
13	熊谷市子ども・子育て支援事業計画	こども課
14	熊谷市バリアフリー基本構想	都市計画課
15	熊谷市営住宅等長寿命化計画	営繕課
16	熊谷市教育振興基本計画	学校教育課
17	熊谷市子ども読書活動推進計画	図書館

### 3 計画期間

市が策定する障がい者施策に関する計画は、「熊谷市障がい者計画」と「熊谷市障がい福祉計画」があります。

「熊谷市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村の障がい者施策の基本計画である「市町村障害者計画」として位置付けられています。

一方、「熊谷市障がい福祉計画」は、障がい者福祉サービスの目標見込量を明らかにし、施策の総合的な推進を図る実施計画です。この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として位置付けられています。

「熊谷市障がい者計画（第1次）」は、平成19年3月に合併前の1市3町の計画を見直し、平成19年度から10か年計画として策定しました。その後、平成23年3月の中間見直しを経て、同年4月から後期計画を推進してきましたが、平成28年度に終了いたしました。

また、「障がい福祉計画」は、平成18年3月に「熊谷市障がい福祉計画（第1期）」を策定し、厚生労働省の指針に従い3年ごとに計画を策定しています。現在「熊谷市障がい福祉計画（第4期）」を平成27年4月から進めています。

両計画は、計画期間が違うことから、現在、計画の終期にずれが生じています。

このことから、今回策定する「熊谷市障がい者計画（第2次）」は、平成30年度からスタートする「熊谷市障がい福祉計画（第5期）」と終期を合わせるため、4年計画とし、以後、障がい者計画と障がい福祉計画を併せ「熊谷市障がい者支援計画（仮称）」として、3年ごとに策定する予定とします。

#### ○ 今後の計画予定（年度）

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
熊谷市障がい者計画（第1次） （H19～H28）	熊谷市障がい者計画（第2次） （H29～H32）					熊谷市障がい者支援計画 （仮称） （熊谷市障がい者計画） +			熊谷市障がい者支援計画 （仮称） （熊谷市障がい者計画） +		
熊谷市障がい福祉計画 （第4期）		熊谷市障がい福祉計画 （第5期）				[熊谷市障がい福祉計画 （第6期）]			[熊谷市障がい福祉計画 （第7期）]		

## 4 計画の策定体制

### 1 熊谷市障がい者計画策定委員会の設置

「熊谷市障がい者計画（第2次）」の策定は、学識経験者、公募による市民、障がい者団体の代表者、医療機関の代表者、関係行政機関の職員、障がい者福祉に関する事業者等15人の委員からなる「熊谷市障がい者計画策定委員会」を設置し、協議・検討を行いました。

### 2 行政内部の策定体制

行政内部においては、市関係職員による「熊谷市障がい者計画策定委員会作業部会」を設置し、障害福祉課が中心となって計画を作成、検討しました。

### 3 障がい者団体へのヒアリング

本計画の策定にあたり、障がいのある方の現状や意向などを把握するために、市内12の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を行い、計画づくりに反映させています。

※ ヒアリングの内容等については、巻末の資料を参照

### 4 計画の公表

本計画の推進を図る上では、計画に関わるすべての市民が、その目指すべき共生社会を理解し、将来像や取組について理解を共有していくことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用したり、総ルビ版を作成するなどを行い、広く市民に公表するとともに、普及・啓発に努めます。